

岡崎市雇用対策協議会事業費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 市は、地域事業所の労働力の安定確保を図るため、関係機関と協力し、雇用の安定促進に寄与する事業を行う団体の実施する事業に対して、毎年度予算の定める範囲内において、岡崎市雇用対策協議会事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「雇用の安定促進に寄与する事業を行う団体」とは、この事業に賛同し、入会した事業所及び団体並びに副市長、岡崎商工会議所副会頭及び岡崎公共職業安定所長の職にあるものを構成員とする岡崎市雇用対策協議会（以下「協議会」という。）をいう。

2 この要綱において「協議会の行う事業」とは、次の各号に掲げる事業をいう。

- (1) 労働力の確保及び安定化の推進援助
- (2) 労働関係の資料の提供及び発信
- (3) 事業所に対する労務管理の改善、労働条件の向上、及び福利厚生の改善に関する指導援助
- (4) 労働力確保に必要な調査、研究、情報等の収集
- (5) 移転就職者、その他広域職業等紹介による受入体制の整備促進
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するための必要な事業

(規則との関係)

第3条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(申請者の資格)

第4条 補助金の申請をすることができる者は、協議会とする。

(補助金の対象)

第5条 補助金は、当該年度に行う第2条第2項に掲げる事業に要する経費のうち事務費、事業費、予備費に対して交付する。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条の補助対象事業に要する経費のうち会費、他の団体の補助金、事業収入及びその他の収入額を控除した額以内で市長の定める額とする。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする協議会は、岡崎市雇用対策協議会事業費補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書、収支予算書、役員名簿その他市長が必要と認める書類を添え、市長の指定する期限までに、市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付の決定を受けた協議会は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市雇用対策協議会事業費補助金実績報告書(様式第2号)に事業実績書、収支報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、事業の完了後15日以内に市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、協議会に通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、規則第11条の規定による補助金の額の確定後に交付する。ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により概算払を受けたときは、補助金額の確定後、速やかに補助金を精算しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。